

立教大学陸前高田サテライト 利用規約

第1条（総則）

1. この規約（以下「本規約」という。）は、立教大学陸前高田サテライト（以下、「サテライト」という。）を利用する全ての者が遵守すべき事項及び利用方法について定めるものです。
2. サテライトは、陸前高田市の協力により陸前高田高等職業訓練校（以下「職業訓練校」という。）の実技訓練室を立教大学（以下「本学」という。）が借用し、その教職員及び学生（以下「本学関係者」）と地域住民との交流活動拠点として利用するものです。
3. サテライトの利用の申込みを行う本学関係者（以下「利用申込者」という。）は、本学所定の方法により許可を得るものとします。
4. 利用申込者は、本規約及び本学の各規程並びに関係法令を遵守するものとします。なお、本学からの指示がある場合には、その指示に従うものとします。
5. 利用申込者は、自らの補助者、業務受託者その他の関係者及び自らがサテライトにおいて展開する活動に参加する者（以下併せて「利用関係者等」という。）にも前項の事項を遵守させるものとします。

第2条（権利保護）

1. 陸前高田市の利益及び権利を侵害するおそれのある申入れ等が利用者より行われた場合、陸前高田市の意向が第一優先されることを、利用申込者は異議なく了承するものとします。
2. 前項の規定は、本学の権利保護に準用するものとし、利用申込者は異議なく了承するものとします。

第3条（利用対象事項）

1. 本学は、次の各号に掲げるいずれかの事項に関する学修・研修プログラム、研究活動等を、サテライトの利用対象とします。
 - (1) 陸前高田市の市民と本学関係者の交流
 - (2) 陸前高田市の行政、企業、団体関係者と本学関係者の交流
 - (3) 震災や復興の教訓の伝播
 - (4) 三陸の文化や歴史の伝承
 - (5) 前4号を通じた人や社会の在り方の構想
 - (6) 前各号に定めるもののほか、第1条第2項の趣旨に鑑みて適当な交流活動として本学が認める活動

第4条（遵守事項）

1. 利用申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。また、利用申込者は、利用関係者等においても、これを遵守させなければならないものとします。
 - (1) 職業訓練校の利用者及び近隣の陸前高田市民に迷惑をかける利用とならぬよう細心の注意を払うこととし、本学又は職業訓練校の管理人（以下単に「管理人」という。）からの要請等がある場合にはそれに応じること。
 - (2) サテライトの施設設備、貸出備品の利用について、管理人から指示がある場合は、それに従うこと。

- (3) サテライトの利用開始時間及び利用終了時間を厳守すること。
- (4) サテライトの使用時に生じたゴミは、全て持ち帰ること。
- (5) 貴重品、手荷物等の所持品は、利用者の責任の下に管理すること。
- (6) 体調不良者の発生、施設設備や貸出備品の破損等が発生した場合は、速やかに第7条第3項に定める本学の担当事務局（以下単に「事務局」という。）に報告の上、管理人に報告すること。なお、破損等については、状況により本学から弁済を求める場合がある。
- (7) サテライトを利用する活動の態様に応じ、必要な場合、利用申込者の責任において保険に加入をする等の適切な準備を行うこと。

第5条（施設概要）

- 1. 利用申込者が利用することができる施設設備は、サテライト及びサテライトの中に設置されているものに限りします。
- 2. サテライトの所在地その他の施設概要は、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) 所在地 岩手県陸前高田市高田町字馬場前 304 番地 9
 - (2) 施設案内 広さは 50.61 平方メートル。任意のレイアウトで使用可能。
 - (3) 施設設備 Wi-Fi 環境、電源コンセントが使用可能。なお、パソコン、コピー機、プリンターの設置はないため、利用申込者自身で用意するか、近隣の施設等を利用すること。
 - (4) 貸出備品 次に掲げる各備品は、無料での貸与が可能。なお、各備品の貸出可能数量は申込フォームより確認すること。
 - イ 長机
 - ロ 椅子
 - ハ ホワイトボード
 - ニ ワイヤレスマイク
 - ホ アンプ
 - ヘ プロジェクタ
 - ト スクリーン
 - (5) 駐車場 サテライト及び職業訓練校に併設駐車場はない。教職員が自動車で来場する場合は、陸前高田市公共駐車場を利用すること。なお、学生等については第8条第3項を参照すること。

第6条（利用時間、休館日及び料金）

- 1. サテライトの利用時間及び休館日は、次のとおりです。ただし、本学が特に必要と認めるときは、変更することがあります。
 - (1) 利用時間 次に掲げる時間枠のいずれか又は両方とします。なお、両方を希望する利用申込者は、12:00～13:00 の時間を含めた利用を申請することができるものとします。
 - イ 午前枠 (9:00～12:00)
 - ロ 午後枠 (13:00～17:00)
 - (2) 休館日 次に掲げる日とします。
 - イ 日曜日及び土曜日
 - ロ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - ハ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - ニ イからハまでに定めるもののほか、本学が特に指定する日

2. 本学は、特に必要があると認める場合、前項に定める利用時間及び休館日を変更することがあります。
3. サテライトの利用料金は、無料とします。

第7条（申込方法）

1. サテライトの利用申込みは、利用希望日の6か月前から1か月前までに、次の各号に掲げる手順により、利用申込者が Web フォームから行うものとします。
 - (1) 次の URL から希望日時の利用可否を確認
https://spirit.rikkyo.ac.jp/rikutaka/SitePages/exchange_base.aspx
 - (2) 希望日時の利用が可能である場合、次の URL から申込を行うこと。
<https://s.rikkyo.ac.jp/rikuzentakatayoyaku>
2. 本学は、前項の申込内容を確認し、利用申込者へサテライトの利用の可否について回答します。なお、回答に当たり、必要な資料の提供等を求める場合があります。
3. 利用申込者は、申込内容の変更及び取消しが必要となった場合、速やかに次の事務局までご連絡ください。なお、本学は、変更された内容により、利用の許可を取消す場合があります。

【事務局】

立教大学陸前高田サテライト事務局（立教大学総長室社会連携教育課内）

TEL：03-3985-4967

FAX：03-3985-2850

場所：東京都豊島区西池袋 3-34-1

予約・問い合わせ受付時間：平日 9：00～17：00

Mail：rrs@rikkyo.ac.jp

4. サテライトの利用について特に相談が必要な事項がある場合、利用希望日の1か月半前までに前項記載のメールアドレスまでご連絡ください。

第8条（禁止事項）

1. 本学は、サテライト及び職業訓練校敷地内で、利用申込者が下記の行為を行うことを禁止します。また、利用申込者は、利用関係者等においても、これを遵守させなければならないものとします。
 - (1) 火気、危険物、動物（身体障害者補助犬を除く。）その他施設管理上不適切であると認められる物品の持込み
 - (2) 飲酒
 - (3) 喫煙（電子たばこその他のたばこ類似品を含む。）
 - (4) 飲食を主たる目的とした会合
 - (5) 宗教・政治に関する活動
 - (6) 本学の承諾なくして行う営利行為
 - (7) サテライトを利用して行う活動について、本学の承諾なく撮影し、又はその様子を記録した画像若しくは音声を配信する行為
 - (8) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (9) サテライトの利用許可を第三者に譲渡し、又は転貸する行為
 - (10) 前各号に定めるもののほか、本学が不適切であると判断した行為
2. 本学は、利用申込者及び利用関係者等が前項に掲げるいずれかの禁止行為を行うおそれがあると認めた場合、サテライトの利用を許可しません。また、サテライトの利用を許

- 可した後に、利用申込者及び利用関係者等がいずれかの禁止行為を行っていること及びそのおそれがあると認めた場合、即時利用許可を取消するとともに、厳正に対処します。
3. 本学は、学生のサテライトへの来場に際し、特に許可する場合を除き、自動車を利用することを禁止します。

第9条（免責事項）

1. 本学は、サテライトの利用に関連して利用申込者及び利用関係者等に発生した盗難や傷害、負傷、死亡、その他の事故・トラブルについて、いかなる責任も負いません。
2. 本学は、前条第1項及び第2項に基づきサテライトの利用許可を取消し、又は天災地変その他の不可抗力（これらを原因として本学が利用の中止を宣言したときを含む。）によってサテライトを利用できなくなったときも、利用申込者及び利用関係者等に対していかなる責任も負いません。
3. 利用申込者は、前2項の事項について利用関係者等に周知徹底し、利用関係者等から本学へ異議を述べさせないこととします。また、利用申込者は、これに反して利用関係者等から本学へ何らかの異議申立てや請求が行われた場合、自らの責任と負担において対処することを本学に保障し、本学に何らかの損害（紛争解決に要した弁護士費用を含むがこれに限らない。以下同じ。）が生じた場合には賠償することとします。

第10条（立入権）

1. 本学並びに陸前高田市及び管理人（次項においてこれらをあわせて「管理権者」という。）は、サテライト及び職業訓練校の維持、保安及び管理等のために利用期間内に、いつでもサテライトに立入り、必要な措置を講ずることができるものとします。
2. 前項に基づく立入りが行われた場合、利用申込者及び利用関係者等は、管理権者が講ずる措置に必要な協力をしなければなりません。

第11条（損害賠償）

1. 利用申込者は、自ら及び利用関係者等がサテライトの利用に際して、サテライト及び職業訓練校並びに陸前高田市及び本学に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負います。

第12条（利用終了時の原状回復）

1. 利用申込者及び利用関係者等は、利用時間内に原状に回復し、利用時間満了までにサテライトから退出するものとします。
2. 本学は、利用申込者及び利用関係者等の退出後に、前項の原状回復が行われない場合、一切の残置物の所有権を放棄したとみなし、本学において撤去及び処分を含む原状回復を行うことができるものとします。この場合において、利用申込者は、本学の請求に基づき、その費用を支払うものとします。

第13条（災害対応等）

1. 利用申込者は、不測の災害や事故に備え、サテライトの利用日当日は、非常口、避難誘導方法、消火器の位置等の確認を最初に行うものとします。
2. 津波注意報、警報が発令された場合、利用申込者は管理人の指示に従うものとします。また、利用申込者は利用関係者等にもそれを遵守させるものとします。なお、避難場所は本丸公園です。
3. 利用関係者等は、地震が発生した場合、頭上からの落下物に注意しながら部屋の戸を開

けるなど、自ら及び利用関係者等の避難経路を確保に努めるものとします。なお、危険ですので、利用関係者等があわてて外に飛び出さないように指示するものとします。

4. 利用申込者は、非常時に備え、陸前高田市が作成している「避難マニュアル」及び「避難所一覧」を申込時及び利用開始時に必ず確認するものとします。

https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/material/files/group/61/hinan_manual.pdf

<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/material/files/group/61/hinanjo20230315.pdf>

第 14 条（本規約の変更）

1. 本学は、合理的な範囲・方法により、事前に利用申込者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。

第 15 条（本規約への同意）

1. 利用申込者は、サテライトの利用申込に際して本規約を十分に確認するものとし、申込によって本規約（前条による変更が行われた場合は、変更後の規約を含む。）に同意したものとします。

最終更新：2025 年 4 月 1 日